

5、要 求 事 項

優遇善も給付したるに因る。

事務費より直請し得る被遺者一人同刻迄依り換等費へ替

りて直請留給遺族の申立に從じて本埠四月以後同職本

留遺夫同給某の留給遺族内より養給市立養給同留給内

I、給 金 規 則

六、給 遺 給 付 規 則 遺 遺 夫 給 付 金 (全員給付)

四、外 資 養 給 遺 遺 夫 給 付 金 西 埠 田 廿 三

三、養 給 本 金 廿 萬 圓

二、事 業 養 給 平 均 遺 費

一、他 給 給 付 金 留 給 遺 族 養 給 市 於 同 二 丁 目

養 給 遺 族 養 給 市 於 同 二 丁 目 留 給 遺 族 養 給 市 於 同 二 丁 目

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

一、若松市内の配達は従業通り若松配達人組合に配達さす
こと

二、配達歩合を小倉、八幡、門司の例に倣ひ一本に付寄錢
八厘となすこと

三、若松市配達人の積立金を明示すること

四、配給所小使は従業者の命に應じ便宜を計られたきこと

五、前配給所の規約と新ブランドの規約を對照して合議の
上配達人の同意を得ること

六、支拂期日には配達人に於て不納の時は組合員が全責任
を以て納金す

3、經 過

六月二日配達人の熟知せる阿部敏一なる者に依頼し四日
午前十時事業主側に款願書を提出し善處方を要望した。